

平成29年3月24日

No. 17-077

株式会社 伊予銀行

コーポレートガバナンス体制の強化について

株式会社 伊予銀行(頭取 大塚 岩男)は、取締役等の指名・報酬等を審議する任意の委員会として「経営審議委員会」を設置するとともに、「機構」の変更を行い、コーポレートガバナンス体制を強化し機能の充実を図ることといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「経営審議委員会」の設置

(1) 設置日

平成29年3月24日(金)

(2) 設置内容

項 目	内 容
構成(委員)	[開示日現在] 委員9名(代表取締役2名、監査等委員7名) ※うち5名は独立社外取締役であり、委員の過半数を構成する
委員長	監査等委員会の委員長
主な審議事項	①取締役の選任および解任に関する株主総会議案 ②代表取締役および役付取締役の選定および解職 ③執行役員の選任および解任 ④取締役および執行役員の報酬等の総枠ならびに取締役(但し、監査等委員を除く)および執行役員の個人別の報酬等の内容 ⑤その他、経営に関する重要な審議事項として、経営審議委員会が必要と認めた事項

※本委員会は取締役会の諮問機関として位置付けております。

2. 「機構」の変更

(1) 変更日

平成29年4月1日(土)

(2) 「監査部」の所管

「頭取」および「監査等委員会」が「監査部」を所管するよう変更いたします(現在は「頭取」のみが所管)。※変更後の機構図は別紙のとおりです。

(3) 変更の目的

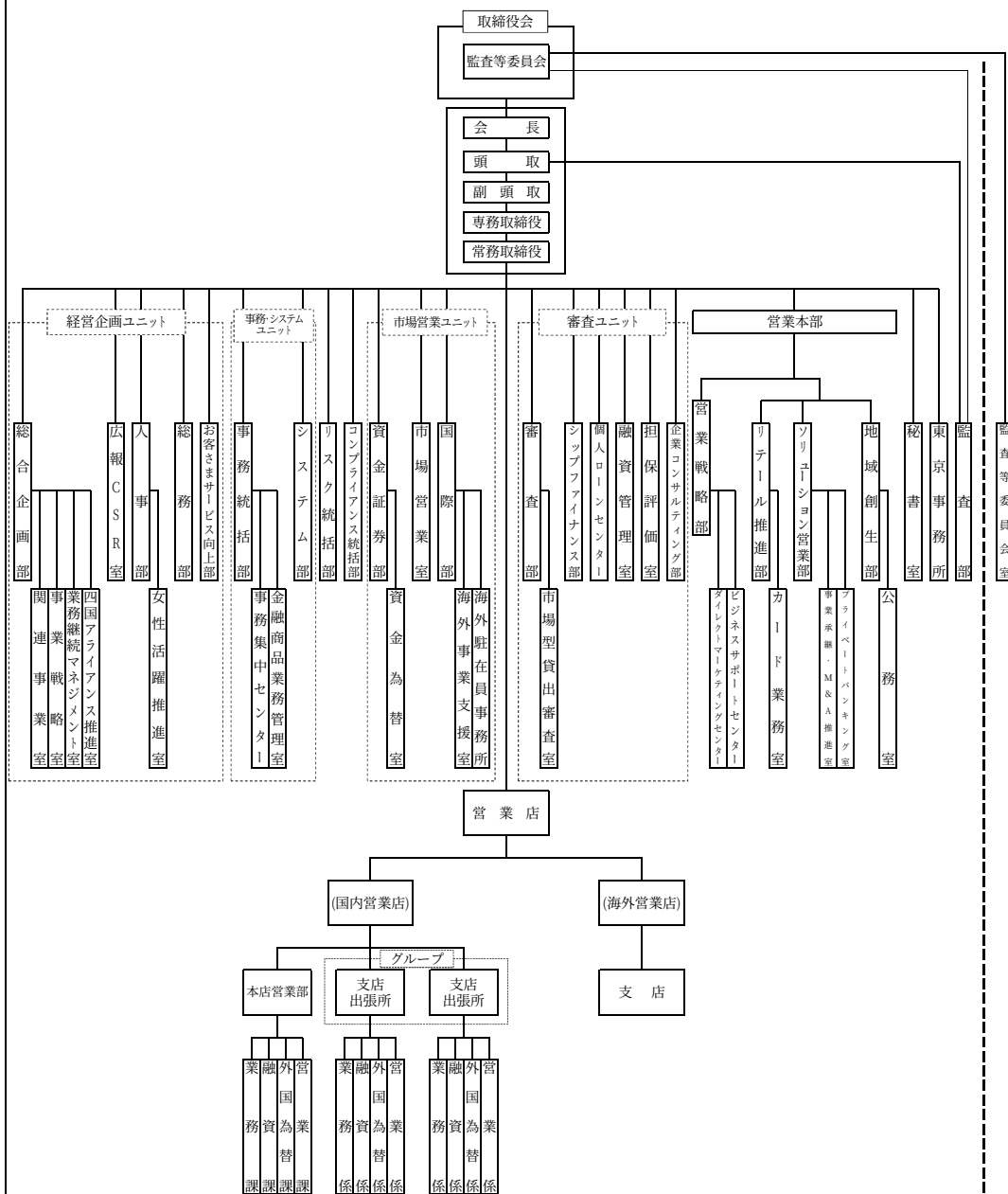
「監査等委員会」による取締役の監査・監督機能を、より一層強化することを目的として、変更するものです。

3. その他

上記の変更内容を踏まえて、「内部統制システムの整備に係る基本方針」および「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を変更いたします。

以 上

現 行 (18部、6室、1センター、1所・合計26)



改正後(18部、6室、1センター、1所・合計26) ※太線部分が改正箇所

